

# お知らせ

## information インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見を  
お寄せください。  
住民企画グループ ☎ 76-2151  
FAX 76-2976

**消防出初式は  
1月5日に行います**

津別消防署と津別消防団の  
合同で、出初式を行います。  
日時 1月5日(土)  
午後1時30分から

**場所**  
開会式 消防庁舎前庭  
観閲 役場前  
表彰状の伝達等 町民会館  
サイレン吹鳴  
津別・活汲・本岐・相生  
午後0時30分

**北方領土返還要求署名  
コーナーの設置について**

2月7日は、北方領土の日  
です。「北方領土の日特別啓発  
期間」に伴い、北方領土返還  
要求の署名活動を、次のとお  
り実施いたします。

多くの皆様のご協力をお  
願いいたします。

**設置期間** 1月21日(月)  
～2月20日(水)

**設置場所**  
役場 正面玄関ロビー  
名簿に記載された個人情報  
については、政府要求・請願  
用にしか使用しません。

問い合わせ先  
総務課 庶務担当  
☎76-2151(内線208)

**税についてのお知らせ**

確定申告会場について  
確定申告会場は、役場庁舎  
1階税務担当6番窓口で行な  
います。医療費控除を予定し  
ている方は、平成24年中の領  
収書を受診者ごと、病院(薬  
局)ごとに整理されるようお  
願いいたします。



**町内パレード**  
正午から約1時  
間、津別市街に  
て消防車両によ  
る町内パレード  
を実施するため、  
サイレンを随時吹鳴します。  
問い合わせ先  
津別消防署 ☎76-2189

平成25年度の津別町立へき  
地保育所(津別・本岐・活汲)  
入所児童を募集しますので、  
入所を希望される保護者の方  
は、期日までに申請書を提出  
してください。

**受付期間** 1月10日(木)  
～1月31日(木)

**受付場所**  
・各保育所  
午前8時～午後6時  
・役場福祉担当(14番窓口)  
午前8時30分～午後5時15分  
募集定員数  
・津別保育所 50人  
・津別保育所 50人  
・6カ月以上2歳児未満 12人  
・本岐保育所 30人  
・2歳児以上 定員

・活汲保育所  
2歳児以上 定員 30人  
問い合わせ先 保健福祉課  
☎76-2151  
(内線299・233)

**多重債務・金融サービス  
無料巡回相談を実施**

北海道財務局では、消費者金  
融やクレジットの利用により、  
高額な借金を抱え、お悩みの  
方々からの相談を受け付け、解  
決方法をご案内しております。  
左記の日程で多重債務、およ  
び金融サービスについての巡回  
相談を実施いたしますので、一  
人で悩まず専門相談員にお話を  
お聴かせ下さい。

**日時** 1月24日(木)  
午前9時～午後5時

**会場** 北見地方合同庁舎  
(北見市青葉町6番8号)  
2階 第2共用会議室

**予約受付** 開催日前日までの  
午前9時から午後5時  
予約・問い合わせ先  
多重債務者相談窓口  
☎011-807-5144  
金融ほつとライン  
☎011-807-5145

**主催** 北海道財務局  
北海道財務局北見出張所

**町税の納付忘れは  
ありませんか?**

平成24年12月28日で平成24  
年度通常期の町税の納期は終  
わっていますが、納め忘れは  
ありませんか?

今一度、納付書を確認のう  
え、まだ納めてない町税があ  
れば早急に納めるようお願い  
いたします。

**償却資産の申告書の  
提出期限は1月31日です**

償却資産(事業を行ってい  
る個人・法人が減価償却費の  
対象としている資産で家屋を  
除くもの)の申告書の提出期  
限は1月31日(木)です。税  
務担当まで提出してください。

復興特別所得税が  
始まりです  
平成23年12月2日に東日本  
大震災からの復興のための施  
策を実施するために必要な財  
源の確保に関する特別措置法  
が公布されました。それによ  
り平成25年1月以降の給与か  
ら天引きされる源泉所得税に  
復興特別所得税(所得税額の  
2.1%相当)が加算されま  
す。

△各事業主へ△平成25年分から  
復興特別所得税が加わりま  
すので、税務署から配布され  
ています源泉徴収額表を再度

**ご確認の上、適正な事務処理  
をお願いします。**

法定調書の提出について  
各事業所での給与の支払い  
にかかる法定調書の提出期限  
は、平成25年1月31日(木)  
です。「給与支払報告書(総括  
表)」及び「給与支払報告書  
(個人別明細書)」の提出は受給  
者の住所地の市町村へ、「給与  
所得の源泉徴収票等の法定調  
書合計表」及び「給与所得の  
源泉徴収票(税務署提出用)」  
は網走税務署へ区分して提出  
してください。

**町道民税の  
特別徴収について**

津別町では、町道民税の特  
別徴収を推進しております。  
給与所得者で、町道民税を納  
付書で納めている場合は、勤  
め先に相談願います。

△各事業主へ△市町村に提出す  
る給与支払報告書を、特別徴  
収希望分と仕分けしてご提出  
頂ければ、平成25年度から町  
道民税の特別徴収を開始いた  
します。特別徴収の推進につ  
いてご協力をお願いします。

問い合わせ先  
税務担当・収納担当  
☎76-2151  
(内線220・221・218)

## 交通安全情報

新しい年も  
交通安全に努めましょう

住民企画課  
住民企画  
グループ

明けましておめでとうご  
ざいます。昨年12月14日、  
町内の交通事故死ゼロ日の  
千日を達成することができ  
ました。町民みんなの安全  
意識で達成した、大きな節  
目です。

今年も津別町から交通事  
故をなくすための運動に努  
めますので、みなさんのよ  
り一層のご協力をお願い申  
上げます。

さてこの季節は、交差点

や道路わきの雪山で、周囲  
の状況がわかりにくくなっ  
ています。また凍結や圧雪、  
積雪、わだちなどにより路  
面の状況が悪化しているこ  
とはもちろん、天候による  
視界の悪化や路面状況の急  
激な変化にも注意しなけれ  
ばなりません。

歩行者も運転者も十分に  
注意し、周りの状況をよく  
確かめて、新年の交通安全  
に努めましょう。

## 地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。  
内容については各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

**連続事務所荒らしの発生～美幌・津別町**  
11月中、事業所を対象に連続の窃盗事件が発生しま  
した。未遂を含め美幌町で2件、津別町で4件の発生が  
あり、警察で捜査を進めています。無人となる事業所  
には貴重品を保管せず、深夜、事業所の前に不審な車や人  
影を見かけたら、ただちに警察に通報しましょう。

**特殊詐欺事件が急増中～道内**  
今年10月末現在まで道内における振り込み詐欺事件  
の認知件数は114件で、被害総額は約1億3,700万に上っ  
ています。前年に比べ、やや減少していますが、その一  
方で金融商品の斡旋やギャンブル必勝法をうたった特殊  
詐欺事件が急増中です。その認知件数は47件、被害総  
額は約4億円にも上っています。全く身に覚えのない投  
資案内、勧誘には簡単に乗らず、家族やまわりの意見を  
聞いて被害に遭わないようにしましょう。

## 住宅用火災警報器の設置調査結果

平成24年11月に、消防職員による住宅  
用火災警報器の設置調査を実施しました。

**実施結果**

- 対象地域：津別市街地以外  
調査戸数492戸(内在戸数318戸を調査)  
設置戸数255戸 設置率80.2%
- 平成23、24年度合計住宅用火災警報器設置率

実施戸数	2,432戸	<b>設置率</b> <b>84.2%</b>
在り戸数	1,666戸	
設置戸数	1,402戸	

全道設置率78.8%と比較して高い設置率と  
なっておりますが、40%以下の地域もありま  
す。まだ設置されていない住宅がありましたら、  
火災から命を守るため早急に設置してく  
ださい。消防署では津別町の全世帯が設置  
するように指導・啓蒙を行ってまいります。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189

## 継続注文になっていた健康食品!

産業振興課  
商工観光担当  
☎76-2151  
(内線258)

「天然・自然素材だから安  
全・安心」など、体験談が書  
かれた健康食品の新聞折込広  
告を見て、試してみよう  
と思い電話した。

いろいろ説明されたが、  
体に合えば継続注文する  
と伝え申し込んだ。

試してみたが効果が感  
じられなかったため、追  
加注文はしなかった。

ところが、商品が代引  
配達で届き、事情を知ら  
ない家族が受け取ってし  
まった。未使用品を返品して、  
払ったお金は戻してほしいと  
思っている。

**消費生活相談**

**Q** 通信販売の場合、クーリ  
ン・オフ制度はありませんが、  
返品特約の有無など契約条件を  
広告に表示することになっ  
ています。

**A** 広告をよく見て慎重に契  
約することが大切です。  
今回の相談では、再度  
契約する意思が無い事を文  
書でしっかりと伝え、返  
品・返金を求めましょう。

《消費生活の相談は》  
美幌消費者協会  
☎・FAX 72-0366  
月(金曜日)(祝日を除く)  
午前10時～午後4時